

## 交通違反の主な反則金の金額・違反点数

平成27年6月現在

ルクセンブルクで制定されている「交通反則金及び違反点数に関する法律(2008年6月9日付改訂版)」及び「公道上の交通法規(2007年9月18日付改訂版)」に明記されているもののうち、主な違反の反則金と違反点数は以下のとおりです。

### 【飲酒運転】

- 呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.25mg以上0.35mg未満の場合：145ユーロと2点の減点
- 呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.35mg以上0.55mg未満の場合：4点の減点及び裁判により罰金が科せられます。
- 呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.55mg以上の場合：6点の減点及び裁判により罰金が科せられます。

### 【スピード違反】

- 制限速度50km/hの道路(市街地の道路等)の場合
  - ・15km/h未満超過：49ユーロ(減点なし)
  - ・15km/h以上25km/h未満超過：145ユーロと2点の減点
  - ・25km/h以上超過：速度超過罪の対象になり、一時的に運転免許証が没収され、裁判所に出頭しなければなりません(4点の減点)
- 制限速度90km/hの道路(routes nationales 国道)の場合
  - ・20km/h未満超過：49ユーロ(減点なし)
  - ・20km/h以上45km/h未満超過：145ユーロと2点の減点
  - ・45km/h以上超過：速度超過罪の対象になり、一時的に運転免許証が没収され、裁判所に出頭しなければなりません
- 制限速度130km/h(高速道路)の場合
  - ・25km/h未満超過：49ユーロ(減点なし)
  - ・25km/h以上65km/h未満超過：145ユーロと2点の減点
  - ・65km/h以上超過：速度超過罪の対象となり、一時的に運転免許証が没収され、裁判所に出頭しなければなりません(6点の減点)

#### 【駐車違反】

- 歩道駐車・身障者用駐車位置に駐車・車庫前の駐車等 : 49~74ユーロ
- パーキングメーターで支払いをしないで駐車した場合 : 24ユーロ

#### 【シートベルト装着義務違反】

- 運転者が非装着の場合: 49ユーロと2点の減点
- 助手席同乗者が非装着の場合: 49ユーロ(減点なし)
- 同乗している子供が非装着の場合: 49ユーロと子供一人につき、2点の減点  
※例えば、後部座席に3人子供が乗っていて、いずれもシートベルトをしていない場合は、合計6点の減点になります。

#### 【携帯電話の通話】

- 運転中の携帯電話及びタブレットの使用: 74ユーロと2点の減点  
※ハンドフリーで使用している場合は対象外です。

#### 【著しく摩耗したタイヤの使用】

- 著しく摩耗したタイヤを装着した車を運転した場合: 145ユーロと2点の減点  
※ルクセンブルクでは、冬季に「冬用のタイヤ」を装着することが義務づけられています。  
(違反した場合、罰金74ユーロ)

#### 【運転免許携帯義務違反】

- 24ユーロ(減点4点)  
※車検証を車内に携帯していない場合も同様です(減点は2点です)。  
※家族や知人に免許証等を違反現場まで持参してもらう必要があります。

#### 【定員外乗車】

- 74ユーロ(減点なし)  
※例えば、5人乗りの普通乗用車の場合、後部座席には小学生以下の子供であっても3人しか乗車出来ません。従って、後部座席に子供を4人乗せて運転すれば違反になります。

#### 【一時停止義務違反】

- 145ユーロと2点の減点

#### 【通行優先義務違反】

- 交差点右側道路から進行する車両を優先させない場合: 145ユーロと2点の減点

**【信号無視】**

- 赤色信号無視： 145ユーロと2点の減点

**【歩行者横断妨害】**

- 信号機があるなしを問わず横断歩道を渡ろうとし、またはすでに横断を開始している歩行者の進路を妨害した場合： 145ユーロと2点の減点

**【警察官の手信号に従わない場合】**

145ユーロと2点の減点

※警察官の手信号は、信号機で表示される信号より優先され、たとえ信号機が青でも警察官が「止まれ」と合図すれば、停車しなければなりません。

**【助手席に身長150cm未満の子供を乗車させた場合】**

- 3歳以上18歳未満の児童又は身長150cm未満の児童を助手席に乗車させた場合：

49ユーロと1点の減点

※但し、18歳未満でも150cm以上の身長があれば違反にはなりません。